

国民健康保険制度のお知らせ

国民健康保険税納税通知書および決定通知書（納付書）について

7月中旬に、納税義務者である世帯主の方へ、令和7年度国民健康保険税納税通知書および決定通知書を送付します。昨年度まで特別徴収（年金から天引き）で納付していた方も、世帯構成の変更や所得の関係で普通徴収（納付書または口座振替）に変更になる場合があります。

徴収方法は通知書に記載されていますので、納め忘れないようご注意ください。

▼所得申告について

国保税は前年1月から12月の所得により算定しています。所得申告をしないといと、国保税の正確な算定や軽減などの判定ができません。所得のない方も必ず申告をお願いします。

▼口座振替について

町では、納め忘れがなく、納付の間も省ける便利な口座振替を推奨しています。口座振替による納付を希望される方は、保険年金課または対象の金融機関窓口に設置の口座振替依頼書にご記入のうえ、各金融機関にお申し込みください。

- ・常陽銀行
- ・みずほ銀行
- ・水戸信用金庫
- ・水郷つくば農協
- ・三井住友銀行
- ・ゆうちょ銀行

金課へご申請ください。

※保険税に未納がある場合には、認定証を交付することができません。

※国保加入者の中に、令和6年分の所得について未申告者がいる場合は、負担区分を正しく判定できないことから、申告をしていただく必要がありますので、ご確認をお願いします。

▼申請が必要な方（マイナ保険証をお持ちでない方）

- ・70歳未満の方
- 所得の区分に関係なく、更新・交付対象となります。
- ・70歳～74歳の方

(A)資格確認書の負担割合が3割の方で、課税所得が145万円～690万円未満の方

(B)住民税非課税世帯の方

※右記に該当しない方については、医療機関の窓口にて資格確認書を提示することで所得の区分が確認できるため、認定証の交付を受ける必要はありません。

▼申請に必要なもの

- ・申請する方の国民健康保険資格確認書（令和7年7月に届く新しいもの）
- ・世帯主および対象者のマイナンバーが確認できるもの
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ※別世帯の方が申請を行う場合は、委任状が必要となります。

▼問い合わせ

保険年金課 国民健康保険係
☎68・2211（内線172）

▶普通徴収の納付月と納期限について

納付月	7月	8月	9月	10月
納期	1期	2期	3期	4期
納期限	7/31（木）	9/1（月）	9/30（火）	10/31（金）
納付月	11月	12月	1月	2月
納期	5期	6期	7期	8期
納期限	12/ 1（月）	12/25（木）	2/2（月）	3/2（月）

※納期限は納付月の末日です。末日が休日の場合は翌営業日になります。（12月のみ25日）

国民健康保険税改正のお知らせ

広報2月号でお知らせしたとおり、国保財政の安定化を図り、将来的な被保険者の負担の急増を緩和するため、令和7年4月から、保険税の税率および税額の見直しを段階的に行います。新税率および税額は下表のとおりです。今後も、国保制度の安定的な運営のため、ご理解・ご協力をお願いします。

▼課税限度額の改正

- ・医療給付費分 65万円→66万円
- ・後期高齢者支援金分 24万円→26万円
- ・介護納付金分 17万円（据え置き）

国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせの更新について

令和6年12月2日以降、新規保険証の発行が廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。利根町の国民健康保険では、これまで毎年7月中旬に8月以降の保険証の一斉送付を行っていましたが、今年度からマイナ保険証の有無により送付するものが異なります。

お手元に届きましたら、記載内容に誤りがないかご確認いただき、8月1日以降医療機関などを受診する際にご提示ください。

なお、8月1日を過ぎても新しい資格確認書などが届かない場合は、役場保険年金課にお問い合わせください。

▼マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」を送付します。

※マイナ保険証をお持ちでない方に、従来の保険証に代わるものとして発行しています。（有効期限は令和8年7月31日）

▼マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」を送付します。※ご自身の国民健康保険の資格情報を確認いただくとともに、マイナ保険証に対応していない医療機関などではマイナ保険証と併せてご提示ください。

Q. 古い保険証、資格確認書などはどうすればいい？

A. 有効期限が過ぎた保険証、資格確認書などは保険年金課に返却いた

限度額適用認定証の更新について（有効期限は7月31日（木））

▼限度額適用認定証とは

入院や日帰りの手術などで高額な医療費がかかるときに、医療機関などの窓口で「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を提示すると、月ごとの支払いを自己負担限度額までに留めることができます。

高額な医療費がかかりそうな時は、事前に役場保険年金課へご申請ください。

・自己負担限度額は、年齢や所得区分によって異なります。

・「限度額適用認定証」などを利用できるのは、同じ人が、同じ月に、同じ病院で、入院・外来ごとにかかった費用が自己負担限度額を超える場合のみです。

・食事代、差額ベッド代などは対象外となります。

▼マイナ保険証なら限度額適用認定証が不要に

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証などが不要になるので、役場での事前申請手続きや、高額な医療費を一時的に自己負担したりする必要がなくなります。マイナ保険証をぜひご活用ください。

▼限度額適用認定証の更新について

現在お持ちの「限度額適用認定証」などの有効期限は7月31日（木）までとなっています。

8月1日以降も必要とされる方や、新たに交付を希望される方は、保険年

国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料（以下、保険料）の納め忘れがある方に対し、電話や文書による納付のご案内を民間事業者に委託しており、「株式会社アイヴィジット」が担当しています。

事業の民間委託を通じて被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによって生じる低額年金者や無年金者の減少を目指しています。

▼業務委託に関する留意点

・日本年金機構から民間事業者に提供している個人情報、ご案内を行ううえで必要となる保険料の納め忘れのある方の情報に限定しています。

・民間事業者の担当者が保険料のご案内を行う際には、事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。

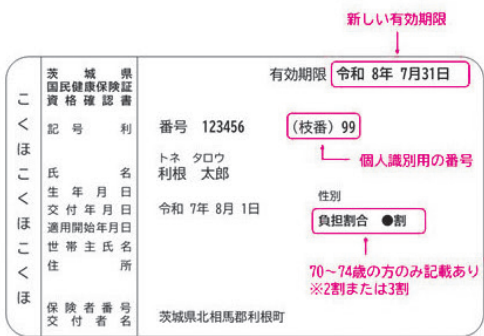
・保険料の納付について、民間事業者にお問い合わせされる場合は、送付されてきた郵便物などをご用意ください。

なお、民間事業者の担当者が次の事項や要求を行うことは絶対にありませんので、ご注意ください。

- ①訪問することや、現金をお預かりすること。
- ②基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書、通帳やキャッシュカードなどをお預かりすること。
- ③手数料を要求すること。
- ④金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすること。

▼問い合わせ

保険年金課 医療年金係
☎68・2211（内線177）



▼問い合わせ

保険年金課 国民健康保険係
☎68・2211（内線174）